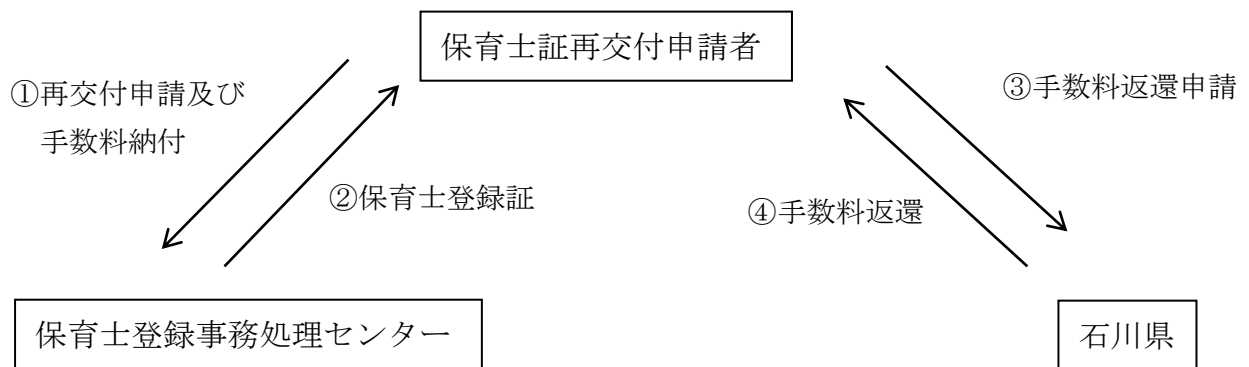


○手数料減免の流れ

事務処理の都合上、登録事務処理センターに保育士登録証再交付申請をする際には、一旦手数料を納付する必要がありますが、手数料免除申請書を提出していただくと、納付した手数料が後日県から返金されます。



※ 再交付申請日によって、手数料返還申請の締切が異なります。

- ・令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に再交付申請を行った者
→令和6年3月31日必着
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に再交付申請を行った者
→令和7年3月31日必着